

武蔵村山市収納課窓口等業務委託事業プロポーザル審査委員会要領

(設置)

第1条 収納課窓口等業務委託の導入等について、当該業務の履行に最も適した契約の相手方となる候補者をプロポーザル方式により選定等をするため、武蔵村山市収納課窓口等業務委託事業プロポーザル審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 実施要領等の策定に関すること。
- (2) 事業者選定に関すること。
- (3) 企画提案書等の審査及び候補者の決定に関すること。
- (4) その他必要な事項。

(組織)

第3条 委員会は、委員長及び委員5人で組織する。

2 委員長及び委員は、次に掲げる職にある者をもって充てる。

- (1) 委員長 市民部長
- (2) 委員 課税課長、保険年金課長、市民課長、出張所担当課長及び収納課長

(委員長)

第4条 委員長は、委員会を代表し、委員会の事務を総理する。

2 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指定する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員長及び委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員会は、必要があると認めたときは、委員以外の者を委員会に出席させ、その意見を聴き、又は委員以外の者に資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、市民部収納課において処理する。

(委任)

第7条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。